2　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、次のとおりとする。

ア　全振幅３㎜、毎分300回以下（以下このアにおいて「最低振動数」という。）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間加える。この場合において、加える振動数については、最低振動数から毎分500回まで、毎分500回から最低振動数までの順序に振動数を掃引するものとする。

イ　全振幅１㎜、毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、毎分500回から毎分1,800回まで、毎分1,800回から毎分500回までの順序で、振動数を掃引するものとする。

⑶　振動条件は、⑵にかかわらず、次の条件を適用できる。

| 周　波　数 | ＡＳＤ（Acceleration Spectral Density）ランダム振動 |
|---|---|
| ５Hzから20Hzまで | 0.96㎡／$s^3$ |
| 20Hzを超え500Hzまで | －３dB／Octave |

このランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行う。

⑷　⑵又は⑶の振動を加えた後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

⑸　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

4　その他

本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

四　温湿度試験

1　測定系統図

